

伐採される皆様へ

- ① **保安帽、安全靴の着用を厳守**とし、ご自身でも安全対策を講じたうえで作業を行ってください。
 - ② **河川堤防道路に立木を切り倒す場合は、安全を十分確保し切り倒して下さい。**
 - ③ 樹木はなるべく地面から近い位置で伐採し幹・枝全てを必ずお持ち帰り下さい。
 - ④ お持ち帰りならなかった場合は次年度以降に応募されても無効とさせていただきます。
 - ⑤ 伐採された樹木は当日搬出するようお願いいたします。万が一盗難にあっても一切責任は負いませんのでご了承ください。
 - ⑥ 当選された区域(テープで囲んだ範囲)内には事前に当方で切り倒した樹木がありますが、必要な場合お持ちいただいて結構です。また、**伐採対象外(テープの外)の樹木は決して伐採しない**ようお願いいたします。もし、間違って切り倒し、事故等が生じた場合、次年度以降の公募伐採は中止となりますので、十分注意してください。
 - ⑦ 伐採は令和3年1月20日から令和3年3月26日までの間で、土日祝日も可能ですが、作業時間帯は午前9時から午後4時までをお願いいたします。
夜間作業は危険を伴いますので事故防止のためにおやめください。
 - ⑧ 伐採期間は乾燥期にあるため、**火気の使用は厳禁**とします。
 - ⑨ 伐採箇所は軽トラ程度の車まで進入可能です。
(堤防道路上の作業は禁止、歩行者が多いため看板等設置し十分注意すること)
 - ⑩ 伐採終了後は速やかに「伐採完了届」を当所へ提出(郵送または持参)してください。
 - ⑪ 伐採者ご自身の伐採、積み込み、運搬等における事故等に関しまして、**当方では一切責任を負いかねます**ので、十分に注意して作業を行ってください。
 - ⑫ 作業に伴い、隣接する道路利用者、民地所有者、占有者及び他区画の伐採資格者等へ危害を及ぼさないよう安全な方法で実施するとともに、**隣接伐採者との作業日程の調整を図って下さい。**
万一危害を発生させたときは伐採者が賠償責任を負うものとします。
 - ⑬ **保険への加入は各自でお願いします。(自己責任)**
 - ⑭ 事故発生等の緊急時は下記へ申し出てください。
- 須坂建設事務所 維持管理課 維持係 電話 026-245-4490(維持係直通)

今後とも良好な公募伐採が継続できますようにご協力をお願いします。